



## 『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』に 関わる組織の新設について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で様々な困難に直面した方々に対し、速やかに生活・暮らしの支援を行う観点から、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり10万円の現金を給付する『住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金』の事務を円滑に遂行するための体制を整備しました。

令和3年12月17日付けて健康福祉政策課内に専門の担当班を設置しましたが、市として一日でも早く対象となる世帯に給付できるようにするため、令和4年1月5日付けて現在の担当班を室に格上げするかたちで、同課内に「生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室」を新たに設置しました。

- 設置日 令和4年1月5日（水）
- 名称 健康福祉部健康福祉政策課生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室  
電話番号 090-1676-7005
- 所掌 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金に関する事

### 【本件に関する問い合わせ先】

〒271-8588 千葉県松戸市根本387-5

（組織に関する事）松戸市総務部行政経営課

☎047-366-7311

（給付に関する事）松戸市健康福祉部健康福祉政策課生活・暮らし支援臨時特別給付金担当室

☎090-1676-7005